

裁判員制度の機能条件

論

飯 考 行

説

はじめに

裁判員制度は、内閣の司法制度改革審議会で2001年に提唱され、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、裁判員法）として2004年に制定された後、2009年に施行された。本稿執筆時の2019年で10年が経過する。同制度をめぐるのは、提唱の当初から賛否両論があり（堀部他編2004など）、施行後も、弁護士などによる批判が続いており（猪野他2015、織田2016など）、後述する通り、国民の参加意欲が高まっているとは必ずしも言えない。

裁判員制度とその施行状況をめぐる評価や議論は措いて、同制度が日本社会において機能する条件はどのようなものであろうか。本稿は、ニール・ヴァイドマーによる陪審制度の機能条件をめぐる議論を参照して⁽¹⁾、この問いを検討するものである。

(1) ヴァイドマーの議論には、専修大学法学研究所等主催のシンポジウム「Lay Participation Worldwide—世界の市民の司法参加における日本の裁判員制度」（2019年3月2日、専修大学）において、Nikolai Kovalev（ウィルフリッド・ローリエ大学）の報告“In Search of Independent Courts in Post-Communist States: Lay Participation Reforms in Russia, Georgia and Kazakhstan”で接した。Kovalev氏は、ヴァイドマーの議論に触れて、ロシアとジョージアの陪審制度とカザフスタンの参審制度を検討したが、本稿では、日本の裁判員制度を検討する。

1. 陪審制度の機能条件

ヴィドマーは、旧イギリス連邦における陪審制度に関する研究を概観する中で、陪審制度が良好に機能するためには以下の7条件が社会に備わっている必要があると唱える（Vidmar 2002: p. 405）。

1. 社会が人種的、文化的、言語的、宗教的に同質であること。
2. 社会の構成員が自らの責任を理解するために十分な教育を受けていること（抱きうる偏見を退ける意欲を含む）。
3. 陪審員たちが遵守を求められる基本的な法律に同意していること。
4. 社会の文化が法制度への市民参加の考えを支持するものであること。
5. 国が陪審制度の費用をまかなうことができなければならないこと。
6. 法文化自体（裁判官その他の法律専門家を含む）が市民参加の考えを支持しなければならないこと。
7. 政府自体に民主的傾向がなければならないこと。

以上は、社会の同質性、法教育、法内容の賛同、市民の司法参加への社会の支持、財政基盤、市民の司法参加への法律関係者の支持、政権の民主的傾向、とまとめることができよう。

ヴィドマーの議論は、陪審制度（12人のくじで選ばれた市民が裁判で事実認定（有罪・無罪などの判断）を全員一致で行う制度）を念頭に置いている。しかし、裁判員制度は、純然たる陪審制度と異なり、諸外国の市民の司法参加制度に比して、独特の内容を持つ。裁判員制度に関する議論には、陪審制度賛成論からの消極論もある（伊佐2006）。そのため、裁判員制度の機能条件に、制度内容を加える必要がある。

制度内容を含む機能条件を、裁判員制度について検討する前に、同制度の提唱経過、形態、運用状況、関係主体を、次に概観する。

2. 裁判員制度の特徴

(1) 提唱

裁判員制度は、内閣に1999年に設置された司法制度改革審議会で提唱された（飯2001）。国民の司法参加は、司法の国民的基盤と位置づけられていた。市民参加の方向性がとりまとめられたのは、第32回（2000年9月26日）の審議であった（以下）。

21世紀の我が国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている。そのような中で、司法の分野においても、主権者としての国民の参加を拡充する必要があり、法曹は、こうした国民とともに、司法を真に実のあるものとして発展させるべき責務がある。

我々は、国民の司法参加に関する我が国のこれまでの経緯・経験をも踏まえつつ、上記のような国民と法曹の関係の在り方を基礎として、司法制度全体の中で、国民の参加を拡充すべきものと考えます。

訴訟手続への参加については、陪審・参審制度にも見られるように、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、訴訟手続において裁判内容の決定に主体的・実質的に関与していくことは、司法をより身近で開かれたものとし、裁判内容に社会常識を反映させて、司法に対する信頼を確保するなどの見地からも望ましい。

今後、欧米諸国の陪審・参審制度をも参考にし、それぞれの制度に対して指摘されている種々の点を十分吟味した上、特定の国の制度にとらわれることなく、主として刑事訴訟事件の一定の事件を念頭に置き、我が国にふさわしいあるべき参加形態を検討する。

後の「中間報告」（2000年11月20日）では、「5. 国民の司法参加—国民的基盤の確立—」の項の前半部で、以下のように記載された。

(1) 意義

ア 司法参加拡充の必要性

21世紀の我が国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められており、国民主権に基づく統治構造の一翼を担う司法の分野においても、「公」を担う国民が、自律性と責任感を持ちつつ、広くその運用全般について、多様な形で参加（関与）できるよう司法参加を拡充する必要がある。

また、司法ないし裁判の過程が法律専門家以外の国民に分かりにくいという指摘がなされているが、国民が法曹とともに司法の運営に広く関与するようになれば、司法と国民との接地面が太く広くなり、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる。その結果、司法の国民的基盤はより強固なものとして確立される。このような観点からも司法参加を拡充する必要がある。

イ 司法参加拡充の視点

我が国において、昭和3年から同18年までの間、刑事訴訟事件の一部について陪審制度（ただし、陪審の答申は裁判所を拘束しない。）が実施されていた。現行司法参加制度を見ると、調停委員、司法委員、検察審査会等の制度があるものの、司法全体としては、国民が司法の運営に対し参加（関与）し得る場面はかなり限定的である上、参加（関与）の場面で国民に与えられている権限もまた限定的であると言える（なお、裁判所法第3条第3項参照）。

これらの参加制度の改革を含め、司法参加の拡充の具体的な在り方につ
234(234) 法と政治 70巻1号 (2019年5月)

いては、以下に述べるように、裁判手続、裁判官の選任過程並びに裁判所、検察庁及び弁護士会の運営など様々な場面を念頭に置き、国民の司法参加に関する我が国のこれまでの経験や参加の対象となる手続等の性質をも踏まえつつ、適切な参加の仕組みを総合的・多面的に検討していく必要がある。

これらの参加の場面において、法律専門家である法曹と参加（関与）する国民は、相互の信頼関係の下で、十分かつ適切なコミュニケーションをとりながら協働していくことが求められている。そのためには、国民が、公共的事柄へ能動的に参加し、そのための負担を受け入れるという意識改革をすることが不可欠となる。他方、国民の期待・信頼に応え得る法曹を育て、確保していくことも必要であり、参加拡充の在り方を考えるに当たっては、法曹養成制度の改革、弁護士改革、裁判官制度の改革との関係にも留意する必要がある。

(2) 参加拡充の在り方

ア 裁判手続への参加

(ア) 訴訟手続への新たな参加制度

現在、我が国では、司法の中核をなす訴訟手続そのものへの参加はかなり限定的であり、当審議会も、「論点整理」において、「司法を国民により身近で開かれたものとし、また司法に国民の多元的な価値観や専門知識を取り入れるべく、欧米諸国で採用されているような陪審・参審制度などについても、その歴史的、文化的な背景事情や制度的、実際の諸条件に留意しつつ、導入の当否を検討すべきである。」と指摘した。

司法は、独立の保障の下に、法に従い、多数意思に基づいて行われる立法・行政をチェックし、国民の権利、自由を保護するという機能を有しており、政治部門とは、民意によるコントロールという点において、やや趣

を異にする。

しかし、国家への過度の依存体質から脱却し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められる国民が、裁判の過程に参加（関与）し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤（民主的正統性）を得ることができるようになる。このような意味において、訴訟手続への国民参加は国民主権の原理と関連する。「論点整理」が、司法を国民により身近で開かれたものとし、また司法に国民の多様な価値観や専門知識を取り入れるべく、陪審・参審制度などについて導入の可否を検討すべきであるとしているのは、このような趣旨によるものである。

したがって、訴訟手続への国民参加を考えるに当たっては、裁判の過程がより国民に開かれたものとなり、裁判内容に国民の健全な社会常識が反映されることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まるようにするためにはどのような制度が望ましいかという観点が重要となる。

他方、自律性と責任感をもって参加することが求められる国民の問題として見た場合、国民が、法曹とのコミュニケーションを通じて訴訟手続に参加していく中で、その主体性をいかにして確保していくかという観点もまた重要である。

当審議会は、このような認識の下に、訴訟手続への新たな参加制度について審議した結果、現段階において、以下のとおり合意するに至った。

陪審・参審制度にも見られるように、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、訴訟手続において裁判内容の決定に主体的、実質的に関与していくことは、司法をより身近で開かれたものとし、裁判内容に社会常識を反映させて、司法に対する信頼を確保するなどの見地からも、必要であると考ええる。

今後、欧米諸国の陪審・参審制度をも参考にし、それぞれの制度に対して指摘されている種々の点を十分吟味した上、特定の国の制度にとらわれることなく、主として刑事訴訟事件の一定の事件を念頭に置き、我が国にふさわしいあるべき参加形態を検討する。

最終報告書である「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」では、「I 一般の司法制度改革の基本理念と方向」冒頭で、以下のように記される。

民法典等の編さんから約百年、日本国憲法の制定から五十余年が経った。当審議会は、司法制度改革審議会設置法により託された調査審議に当たり、近代の幕開け以来の苦闘に充ちた我が国の歴史を省察しつつ、司法制度改革の根本的な課題を、「法の精神、法の支配がこの国の血肉と化し、『この国のかたち』となるために、一体何をなさなければならないのか」、「日本国憲法によって立つ個人の尊重（憲法第13条）と国民主権（同前文、第1条）が真の意味において実現されるために何が必要とされているのか」を明らかにすることにあると設定した。

法の精神、法の支配がこの国の血となり肉となる、すなわち、「この国」がよって立つべき、自由と公正を核とする法（秩序）が、あまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活において息づくようになるために、司法制度を構成する諸々の仕組みとその担い手たる法曹の在り方をどのように改革しなければならないのか、どのようにすれば司法制度の意義に対する国民の理解を深め、司法制度をより確かな国民的基盤に立たしめることになるのか。これが、当審議会が自らに問うた根本的な課題である。

我が国は、直面する困難な状況の中であって、政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革等の諸々の改革に取り組んできた。

これら諸々の改革の根底に共通して流れているのは、国民の一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自律的にかつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画し、この国に豊かな創造性とエネルギーを取り戻そうとする志であろう。今般の司法制度改革は、これら諸々の改革を憲法によって立つ基本理念の一つである「法の支配」の下に有機的に結び合わせようとするものであり、まさに「この国のかたち」の再構築に関わる一連の諸改革の「最後のかなめ」として位置付けられるべきものである。この司法制度改革を含む一連の諸改革が成功するか否かは、我々国民が現在置かれている状況をどのように主体的に受け止め、勇気と希望を持ってその課題に取り組むことができるかにかかっており、その成功なくして21世紀社会の展望を開くことが困難であることを今一度確認する必要がある。

裁判員制度の基本設計は、「Ⅳ 国民的基盤の確立」の項で提言された。同項の前文は、以下の通りである。

21世紀の我が国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている。国民主権に基づく統治構造の一翼を担う司法の分野においても、国民が、自律性と責任感を持ちつつ、広くその運用全般について、多様な形で参加することが期待される。国民が法曹とともに司法の運営に広く関与するようになれば、司法と国民との接地面が太く広くなり、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる。その結果、司法の国民的基盤はより強固なものとして確立されることになる。

国民が司法に参加する場面において、法律専門家である法曹と参加する
238(238) 法と政治 70巻1号 (2019年5月)

国民は、相互の信頼関係の下で、十分かつ適切なコミュニケーションをとりながら協働していくことが求められる。司法制度を支える法曹の在り方を見直し、国民の期待・信頼に応えうる法曹を育て、確保していくことが必要である。国民の側も積極的に法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、国民のための司法を国民自らが実現し支えていくことが求められる。

そもそも、司法がその機能を十全に果たすためには、国民からの幅広い支持と理解を得て、その国民的基盤が確立されることが不可欠であり、国民の司法参加の拡充による国民的基盤の確立は、今般の司法制度改革の三本柱の一つとして位置付けることができる。

また、司法参加の場面で求められる上記のような法曹と国民との十分かつ適切なコミュニケーションを実現するためには、司法を一般の国民に分かりやすくすること、司法教育を充実させること、さらに、司法に関する情報公開を推進し、司法の国民に対する透明性を向上させることなどの条件整備が必要である。

以上の通り、司法制度改革審議会では、統治主体・権利主体としての国民像が重視され、裁判員制度が、主権者たる国民と法曹の司法への協働参加の理念の下に提唱された点に特徴がある。背景として、戦前の陪審制度（概説として、丸田1990第4章）、アメリカ統治下の沖縄での陪審制度（日本弁護士連合会編1992）や、1980年代に相次いだ死刑再審無罪判決などに伴う刑事裁判批判と陪審制度再導入論は考えられるにせよ、そうした法律関係者の見方の対立に関わることがらを措いて、抽象的な国民像にかかる多くの人が否定しがたい理念主導で裁判員制度が提唱されたことは、あらためて特筆すべきである。

(2) 形態

裁判員制度は、周知の通り、衆議院議員選挙の選挙権を持つ20歳以上の国民から、くじで裁判員が選ばれ、刑事重罪事件の裁判を一件のみを担当し、裁判官とともに、事実の認定、法令の適用、刑の量定を行う点に、特徴がある（制度概要につき、池田他2016）。

海外では、イングランドで発展した陪審制度が、フランス革命後にヨーロッパ大陸国に広がり、またヨーロッパ諸国の植民地で本国の法・裁判制度とともに導入され、部分的に裁判官の加わる参審制度へ変容した歴史的流れがある（飯・工藤2003、各国の陪審・参審制度につき、丸田1988、ヴィドマー・ハンス2007=2009、木佐1990、齋藤2001、平良木2014、椎橋編著2016、白取2011、松田2015、日本弁護士連合会司法改革推進センター・東京三弁護士会陪審制度委員会編1998など）。社会主義国では人民参審員制度が導入され、市場経済化を経て、同制度の採用を続ける国、廃止した国、変容させた国などに分かれている（飯2013、小森田2013、2014、孔2016など）。韓国では独特の国民参与裁判を導入している（今井2010）。

無作為抽出と担当事件の少なさ（任期の短さ）の点は陪審制度、裁判官が参加して事実認定のみならず法律問題も判断する点は参審制度の、それぞれの特徴をあわせ持った折衷的な形態となっている。この点には、上記の司法制度改革審議会第32回のとりまとめを受けて、市民の司法参加の方向性が打ち出されたことで、弁護士会などの主張する陪審制度に対して、裁判所と法務省が参審制度を志向した経過が関わっている。

細かな部分において、現行の裁判員制度は様々な立法に向けた検討過程の中で紆余曲折を経て出来上がった。例えば、裁判員への評決権付与は、2000年時点で最高裁判所の唱えた「評決権なき参審制」を、司法制度改革審議会が採用しなかったことで実現した。裁判官と裁判員の人数比は、司法制度改革審議会後の司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討会
240(240) 法と政治 70巻1号 (2019年5月)

で、3人：2～3人と、1～2人：9～11人のたたき台案があり、前者を唱える委員が多数であったところ、与党審査を経て、現行の3人：6人が原則とされ、1人：4人のコンパクトな裁判体の構想も浮上し、ともに裁判員法に盛り込まれた。

(3) 運用状況

裁判員裁判は、2009年5月の裁判員法施行を受けて、同年8月から開始された。2018年末までに11,539人の被告人に判決が出されている。うち有罪11,429人、無罪99人、家裁移送11人で、無罪率は0.9%である。⁽²⁾無罪率は、2006年から2008年にかけての裁判員裁判と同じ対象事件での裁判官のみによる裁判で0.6%であり、若干上昇している。微増にしろ、裁判員は、「証拠にもとづく裁判」、「有罪判断には合理的疑いを入れない程度の検察官の証明が必要」、「疑わしきは被告人の利益に」の原則にもとづいて、慎重に事実を認定し、無罪にしている表れと考えられる。

量刑は、性犯罪について裁判員裁判で重罰化傾向があり、その後、性犯罪の刑期を長期化する刑法改正の一因になった。弁護人の働きぶりにより、判決が軽くなるという指摘もある。裁判員が、法廷で示される証拠や、被告人、証人、被害者、弁護人や検察官の発言や主張を注視して判断している様子が見えがえる。

裁判員制度については、実施後の裁判例で、憲法に違反しないこと（最高裁判所2011年11月16日大法廷判決）、控訴審（裁判官のみ）が裁判員裁判の判決に事実誤認があるというためには、論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すこと（最高裁判所2012年2月13日判決）、

(2) 「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成30年12月末・速報）」4頁。

これまでの量刑の傾向から踏み出し検察官の求刑を大幅に超える量刑をする際には、具体的、説得的な根拠を示すこと（最高裁判所2014年7月24日判決）、などが判示、要請されている。

その他に、裁判の前の捜査段階において、刑事訴訟法改正で、裁判員裁判の対象となる事件については、取調べ状況を原則として録音・録画することになった。裁判員制度は、取調べの可視化、透明化のほか、裁判内外の様々なことに影響をもたらしている。裁判員を務めた人の95%以上は、刑事裁判に参加したことがよい経験だったと答えている。また、世論調査によれば、市民の中で刑事事件の報道に関心を持つ割合が増えている。教育面でも、教育指導要領改訂により、中学高校で裁判員に関する教育が必須化されており、裁判員制度を通じて法教育が進められている。

他方、裁判員制度には、様々な問題や論点が指摘されてもいる。2015年の裁判員法改正では、公判審理の期間が極めて長期間におよぶ事件は裁判官のみの裁判で実施できること、甚大な災害発生等の非常事態時の裁判員等選任手続の工夫（呼出状を送付しない、辞退事由の類型として規定）、裁判員選任手続における被害者等に対する配慮義務が、盛り込まれた。その他に、裁判員を務めることに市民が消極的な傾向、裁判員候補者に選ばれても辞退する人の増加と裁判員選任手続への無断欠席の増加のほか、裁

(3) 最高裁判所の世論調査によれば、2009年度から2017年度までの間に、「あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか」の問いに、「参加したい」7.2%→5.2%、「参加してもよい」11.3%→10.6%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」43.9%→41.3%、「義務であっても参加したくない」36.3%→41.7%、「わからない」1.3%→1.3%と推移している（最高裁判所「裁判員制度の運用に関する意識調査（平成30年1月調査）」51頁）。

(4) 2009年から2018年末までの間に、裁判員候補者の辞退率は53.1%から67.0%へ上昇し、選任手続期日出席率は83.9%から67.5%へ減少している（「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成30年12月末・速報）」）

判の長期化傾向、対象事件の種類、裁判員候補者の個人情報公表禁止や裁判員の評議内容の守秘義務のあり方（濱田他編著2017）、死刑事件が審理対象に含まれること（福井編著2011）、裁判員経験者の声の反映（飯2010、2019、田口編著2013、飯・裁判員ラウンジ編著2019）、刑事訴訟手続の改革（五十嵐2016）なども、対応すべき課題として挙げられる。これらのことがらにどのように対応するかは、裁判員法のさらなる改正や運用の変更を含めて、今後の課題となっている。

（4）関係主体

裁判所は、裁判員制度の導入が既定路線となり、裁判員法が制定されて以降、裁判員裁判の事実上の運営責任を負うことから、弁護士会、検察庁の協力を得て、模擬裁判を全国で数多く繰り返した。また、裁判官は、裁判法施行後、裁判員裁判の運営に熱心に取り組んでいると言ってよい。

検察官も、裁判員裁判に対応して、主張立証方法を工夫してきた。他方、裁判員裁判での無罪判決を危惧する関係か、裁判員裁判の罪名の事件での起訴を見送る傾向が指摘されてもいる。

弁護士については、裁判員制度に対する意見は、人により分かれている。他方、裁判官のみの裁判に比して、裁判員裁判では、刑事弁護により判決が左右される可能性が大きくなっていることから、とりわけ若手の中には熱心に刑事事件に取り組む弁護士も現れている。

法学者の中でも、裁判員制度に対する意見は、人により分かれている。他方、裁判員制度に関わる憲法、刑事訴訟法以外の分野の研究者からは、あまり論じられていない感もある（刑法などへの影響につき、松澤2018）。

3. 裁判員制度は機能しているか

冒頭に記した陪審制度の機能条件に関するヴィドマーの議論に照らして、

裁判員制度は機能していると言えるであろうか。

社会の同質性については、日本についておおむね首肯しうるであろう。法教育については、裁判員制度の導入後、中学、高校で、学習指導要領改訂により、裁判員制度に関する教育が必須となっている。法内容の賛同についても、おおむね首肯しうるであろう。市民の司法参加への社会の支持、財政基盤、市民の司法参加への法律関係者の支持、政権の民主的傾向についても、おおむね賛同しうる。裁判員制度の制度内容も、独特の形態ではあるにせよ、諸外国の陪審、参審制度に比して遜色ないものと評価しうる。

以上から、日本において、裁判員制度の機能条件は整っていると評価しうる。

4. 今後の見通し

陪審制度の機能条件は、他方、裁判員制度の今後のあり方を左右しうる。社会の同質性について、経済面において、非正規労働者の比率の拡大傾向が続けば、裁判員就任について職場の理解を得ることが困難になる可能性がある。裁判員制度を含む法教育の充実は、引き続いての課題である（井門2011、飯・宮崎・平野2011、飯・平野・宮崎2012a, 2012b, 宮崎・平野・飯2018など）。法内容に国民の賛同を獲得し続けられるかと、政府の民主的傾向は、今後の国会と政権のあり方により変容しうる。市民の司法参加への社会の支持については、国民の裁判員就任意向の低迷や、裁判員候補者の辞退率上昇などにかんがみて、これらの傾向が今後も続けば、危ぶまれる面もある。財政基盤は、日本の経済状況により左右されうる。市民の司法参加への法律関係者の支持については、今後も裁判官の支持を得られ続けるかと、検察官、弁護士への対応による。

裁判員制度の内容は、本稿でたどった通り、統治主体・権利主体としての国民像の理念先行型で提唱され、実現した経過がある。法律関係者の意

244(244) 法と政治 70巻1号 (2019年5月)

見対立を先鋭化しないかたちで、裁判員法の趣旨も、国民の司法への理解と信頼の向上と増進という、誰しも反対しない文言となっている（飯2015）。上記の市民の司法参加への社会の支持にも関わって、裁判員制度の実施によってどのような成果が日本社会にもたらされたのかを含めて、裁判員制度の現実的な意義を、諸外国の市民の司法参加についての議論の参照（アメリカについて、ガスティル他2010＝2016）、陪審制度を含む他の市民の司法参加制度（丸田2004）、対象事件分野を踏まえた検討や（少年事件につき、武内編著2014）、民事・行政分野への導入可能性などを含めて、具体的かつ学際的に検証し（法学と心理学の協働につき、岡田他編2009）、議論すべき時期が来ていると言えよう。

* 本稿は、平成30年度専修大学研究助成個別研究「裁判員制度施行後10年間の社会および法実務への影響」の研究成果の一部である。

文献

- 福井厚編著（2011）『死刑と向き合う裁判員のために』現代人文社。
ガスティル・ジョン他（2010＝2016）『市民の司法参加と民主主義—アメリカ陪審制の実証研究』（ダニエル・H・フット監訳）日本評論社。
濱田邦夫他編著（2017）『裁判員裁判のいま—市民参加の裁判員制度7年経過の検証』成文堂。
平良木登規男（2014）『国民の司法参加と刑事法学』慶應義塾大学出版会。
堀部政男他編（2004）『刑事司法への市民参加—高窪貞人教授古稀祝賀記念論文集』現代人文社。
井門正美（2011）『役割体験学習論に基づく法教育—裁判員裁判を体感する授業』（三浦広久法的事項監修）現代人文社。
五十嵐二葉（2016）『こう直さなければ裁判員裁判は空洞になる』現代人文社。
飯考行（2001）「裁判員制度の生成経過—司法制度改革論議の動態分析に向けて」早稲田大学大学院法学研究科法研論集99号 1-28頁。
——（2010）「裁判員裁判の更生、治癒効果に関する試論」人文社会論叢
法と政治 70巻1号（2019年5月） 245(245)

- (社会科学篇) 24号133-151頁。
- (2013)「アジア・体制移行国における市民の司法参加システムから見た日本の裁判員制度」比較法研究75号288-299頁。
- (2015)「裁判員法の趣旨と実像」法と社会研究1号137-159頁。
- (2019)「裁判員ラウンジの試行」専修法学論集135号1-13頁。
- 飯考行・工藤美香(2003)「市民の司法参加と社会・序説—世界の陪審・参審制度の素描と裁判員制度の位置づけ」司法改革調査室報2号52-92頁。
- 飯考行・裁判員ラウンジ編著(2019)『あなたも明日は裁判員!?!』日本評論社。
- 飯考行・宮崎秀一・平野潔(2011)「裁判員教育の構想—弘前大学における実践より」21世紀教育フォーラム6号13-29頁。
- 飯考行・平野潔・宮崎秀一(2012a)「裁判員教育の試行」21世紀教育フォーラム7号51-67頁。
- (2012b)「裁判員教育の検討」法と教育2号33-39頁。
- 池田修他(2016)『解説裁判員法(第3版)—立法の経緯と課題』弘文堂。
- 今井輝幸(2010)『韓国の国民参与裁判制度—裁判員裁判に与える示唆』イウス出版。
- 猪野亨他(2015)『マスコミが伝えない裁判員制度の真相』(ASKの会監修)花伝社。
- 伊佐千尋(2006)『裁判員制度は刑事裁判を変えるか—陪審制度を求める理由』現代人文社。
- 木佐茂男(1990)『人間の尊厳と司法権—西ドイツ司法改革に学ぶ』日本評論社。
- 小森田秋夫(2013)「再論・ロシア陪審制のいま」広渡清吾他編『日本社会と市民法学—清水誠先生追悼論集』日本評論社697-713頁。
- (2014)「カザフスタンにおける〔陪審制〕の導入」名古屋大学法政論集255号297-325頁。
- 孔曉キン(2016)『中国人民陪審制度研究—その歴史、現状と課題』日本評論社。
- 丸田隆(1988)『アメリカ陪審制度研究—ジュリー・ナリフィケーションを中心に』法律文化社。
- (1990)『陪審裁判を考える—法廷にみる日米文化比較』中央公論社。
- (2004)『裁判員制度』平凡社。
- 松田岳士(2015)『イタリアにおける刑事手続改革と参審制度』大阪大学出版会。

- 松澤伸他（2018）『裁判員裁判と刑法』成文堂。
- 宮崎秀一・平野潔・飯考行（2018）「地域社会における模擬裁判員裁判『コミュニティ・コート』の意義と課題」法と教育 8号39-47頁。
- 日本弁護士連合会編（1992）『沖縄の陪審裁判—復帰前の沖縄陪審制の調査報告』高千穂書房。
- 日本弁護士連合会司法改革推進センター・東京三弁護士会陪審制度委員会編（1998）『デンマークの陪審制・参審制—なぜ併存しているのか』現代人文社。
- 織田信夫（2016）『裁判員制度はなぜ続く—その違憲性と不合理性』花伝社。
- 岡田悦典他編（2009）『裁判員制度と法心理学』ぎょうせい。
- 齋藤哲（2001）『市民裁判官の研究』信山社。
- 椎橋隆幸編著（2016）『裁判員裁判に関する日独比較法の検討』中央大学出版部。
- 白取祐司（2011）『フランスの刑事司法』日本評論社。
- 田口真義編著（2013）『裁判員のあたまの中—14人のはじめて物語』現代人文社。
- 武内謙治編著（2014）『少年事件の裁判員裁判』現代人文社。
- Vidmar, Neil. (2002) “Juries and Lay Assessors in the Commonwealth: A Contemporary Survey”, 13 *Criminal Law Forum*, 385-407.
- ヴィドマー・ニール&ヴァレリー・ハンス（2007=2009）『アメリカの刑事陪審—その検証と評価』（丸田隆代表編訳）日本評論社。

Conditions Necessary for Effective Functioning of the Saiban-in System

Takayuki II

The saiban-in system, in which lay persons participate in the criminal trial and decide the matter of fact and law together with professional judges, has operated since 2009. Celebrating its ten years of practice, this article considers conditions necessary for effective functioning of the system. Neil Vidmar proposes that seven conditions are necessary for effective functioning of a jury system. Does the saiban-in system meet these conditions? This is the question of this paper. The part II confirms the characteristics of saiban-in system in its purpose, form, operation and the parties concerned. Then, the part III considers whether the saiban-in system functions effectively. Finally, the part IV considers a future prospect of the system.